

## 坂戸・鶴ヶ島消防組合物品売買契約約款

(契約の履行)

**第1条** 発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別添の仕様書等に従い、契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

**第2条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入方法等)

**第3条** 受注者は、物品を納入するときは、特に発注者が指示した場合を除き、一括して納入しなければならない。

2 受注者は、物品の納入を完了したときは、直ちに文書により発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、当該物品の納入に際し、運搬、据付け又は調整等を要するものについては、受注者の費用で行うものとする。

(納入期限の延長)

**第4条** 受注者は、その責めに帰することができない理由により、納入期限内に物品の納入を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、納入期限を延長しなければならない。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(検査及び引渡し)

**第5条** 受注者は、物品の納入を完了したときは、直ちに納入通知書により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求め、物品の納入の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨を書面をもって受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく他の適切な物品と交換、補正又は手直し等を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、第3条及び前項の規定を準用する。

4 物品の所有権は、当該物品の全部が第1項の検査に合格したときに、受注者から発注者に移転するものとし、同時に受注者から発注者に引き渡されたものとする。

5 第2項の検査に必要な費用及び検査により変質、変形、消耗又はき損した物品の損害は受注者の負担とする。

(契約金額の支払)

**第6条** 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続きに従って契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった日から30日以内に契約金額を支払わなけれ

ばならない。

(履行遅延の場合の違約金)

**第7条** 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限内に当該物品の全部の納入を完了することができない場合において、納入期限後に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額に年2.8パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、前条の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.8パーセントの割合を乗じて計算した額の支払を発注者に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

**第7条の2** この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の売買代金額（この契約の締結後、売買代金額の変更があった場合には、変更後の売買代金額）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に発注者に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

**第8条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に当該物品を納入する見込みがないと、明らかに認められるとき。

(2) 契約の締結及び履行に関し、不正な行為をしたとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品購入等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、契約金額の10分の1の額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

**第9条** 発注者は、物品の納入が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(受注者の解除権)

**第10条** 受注者は、発注者がこの契約の内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(危険負担)

**第11条** 第5条の検査合格の前に生じた損害は受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によって生じた損害は発注者の負担とする。

(担保責任)

**第12条** 受注者は、物品の所有権が発注者に移転した日から、1年間、当該物品の品質不

良、変質、数量不足その他隠れたかしについて、発注者の責めに帰する場合を除き、無償で補修、取替え又は補足するものとする。

(秘密の保持)

**第 13 条** 受注者は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

**第 14 条** 受注者は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(定めのない事項)

**第 15 条** この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(平成 26 年 4 月 1 日改正)

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

**第1** この契約により、坂戸・鶴ヶ島消防組合（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、坂戸・鶴ヶ島消防組合個人情報保護条例（平成15年条例第2号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

**第2** 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての説明を行い、その旨を書面（様式第1号）により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、前項の説明を行った後速やかに、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報保護に関する誓約書（様式第2号）を発注者に提出させなければならない。

4 第1項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(安全確保)

**第3** 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な管理及び保管、搬送における安全の確保その他必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いに関し、管理責任者を定めるとともに、当該管理責任者、個人情報の保管場所及び個人情報を利用する作業場所を書面（様式第3号）により発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、電子計算組織（電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。）を利用してこの契約による事務に係る個人情報を処理するときは、受注者以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

(再委託の禁止)

**第4** 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(収集の制限)

**第5** 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

**第6** 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

**第7** 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(発注者による監査)

**第8** 発注者は、この契約による事務に係る個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受注者に対して個人情報を取り扱う事務の管理状況等について監査を行うことが

できるものとし、受注者は、これに協力し必要な情報を提供しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

**第 9** 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

**第 10** 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに、発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

**第 11** 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(平成 23 年 9 月 1 日改正)

